

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-1 (略)</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-1 ~ Ⅱ-2-4 (略)</p> <p>Ⅱ-2-5-1 (略)</p> <p>Ⅱ-2-5-2 主な着眼点 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 社内における検討 ① ~ ⑥ (略)</p> <p>⑦ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。 また、平成20年6月に公布された保険法については、介入権、被保険者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など保険契約に係る制度が改正及び新設されており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p>	<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-1 (略)</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-1 ~ Ⅱ-2-4 (略)</p> <p>Ⅱ-2-5-1 (略)</p> <p>Ⅱ-2-5-2 主な着眼点 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 社内における検討 ① ~ ⑥ (略)</p> <p>⑦ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。 また、<u>保険法</u>においては、介入権、被保険者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など保険契約に係る制度が改正及び新設されており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
Ⅱ-2-5-3 (略)	Ⅱ-2-5-3 (略)
Ⅱ-2-6 ~ Ⅱ-2-8 (略)	Ⅱ-2-6 ~ Ⅱ-2-8 (略)
Ⅱ-3 業務の適切性	Ⅱ-3 業務の適切性
Ⅱ-3-1、Ⅱ-3-2 (略)	Ⅱ-3-1、Ⅱ-3-2 (略)
Ⅱ-3-3 保険募集態勢	Ⅱ-3-3 保険募集態勢
Ⅱ-3-3-1、Ⅱ-3-3-2 (略)	Ⅱ-3-3-1、Ⅱ-3-3-2 (略)
Ⅱ-3-3-3 団体扱契約等関係について (1) (略)	Ⅱ-3-3-3 団体扱契約等関係について (1) (略)
(2) 団体の範囲等の確認態勢 ① ~ ③ (略)	(2) <u>団体保険又は団体契約における団体の範囲等の確認態勢</u> ① ~ ③ (略)
Ⅱ-3-3-4、Ⅱ-3-3-5 (略)	Ⅱ-3-3-4、Ⅱ-3-3-5 (略)
Ⅱ-3-4 ~ Ⅱ-3-9 (略)	Ⅱ-3-4 ~ Ⅱ-3-9 (略)
Ⅱ-3-10 適切な表示の確保 「総合指針Ⅱ-3-11 適切な表示の確保に準じて取扱うものとするが、規則第234条第1項第5号を踏まえ、「総合指針Ⅱ-3-11 適切な表示の確保(3)④」については、生命保険会社又は損害保険会社の取扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。	Ⅱ-3-10 適切な表示の確保 「総合指針Ⅱ-3-11 適切な表示の確保に準じて取扱うものとするが、規則第234条第1項第5号を踏まえ、「総合指針Ⅱ-3-11 適切な表示の確保(3)⑤」については、生命保険会社又は損害保険会社の取扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>また、少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 1 号から第 3 号まで及び規則第 211 条の 31 に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p>	<p>また、少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 1 号から第 3 号まで及び規則第 211 条の 31 に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p>
<p>Ⅱ-3-11 ～ Ⅱ-3-13 （略）</p>	<p>Ⅱ-3-11 ～ Ⅱ-3-13 （略）</p>
<p>Ⅱ-4 （略）</p>	<p>Ⅱ-4 （略）</p>
<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の登録に係る事務処理上の留意点</p>	<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の登録に係る事務処理上の留意点</p>
<p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p>	<p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p>
<p>Ⅲ-1-1 無登録等業者に係る対応</p>	<p>Ⅲ-1-1 無登録等業者に係る対応</p>
<p>(1) （略）</p>	<p>(1) （略）</p>
<p>（参考）法第 2 条第 1 項：この法律において「保険業」とは、人の<u>生</u>死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保 険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、法第 3 条第 4 項各号又は第 5 項各号に掲げるものの引受けを行う事業をいう。</p>	<p>（参考）法第 2 条第 1 項：この法律において「保険業」とは、人の<u>生</u>存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、法第 3 条第 4 項各号又は第 5 項各号に掲げるものの引受けを行う事業をいう。</p>
<p>① ～ ②（略）</p>	<p>① ～ ②（略）</p>
<p>(2) （略）</p>	<p>(2) （略）</p>
<p>Ⅲ-1-2 ～ Ⅲ-1-8 （略）</p>	<p>Ⅲ-1-2 ～ Ⅲ-1-8 （略）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅲ-2 ～ Ⅲ-5 （略）</p> <p>Ⅳ. 保険商品審査上の留意点等</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>少額短期保険業者になろうとする者及び少額短期保険業者（以下、Ⅳにおいて「少額短期保険業者」という。）から法の規定に基づき、保険商品の創設又は既存商品の改定に係る届出（以下、Ⅳにおいて「保険商品の届出」という。）が行われた場合の審査にあたっては、保険契約者等の保護を踏まえ、各少額短期保険業者の特性や事情等を勘案し、画一的な審査を行うことがないように配慮するとともに、各少額短期保険業者の創意工夫を活かし、保険契約者等のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、法第 272 条の 4 第 1 項第 5 号及び第 6 号に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。</p> <p>また、既に締結された保険契約（売り止めした商品を含む。以下、「既契約」という。）を継続保有したまま少額短期保険業者の登録を行う場合、特定保険業者から他の少額短期保険業者へ既契約の包括移転等を行う場合には、その既契約に係る保険商品についても、同様の取扱いを行うこととする。</p> <p><u>なお、本件保険商品審査上の留意点等については、保険商品の届出に係る審査内容及び保険契約者等のニーズ等を踏まえ、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</u></p> <p>(2) 保険法対応</p> <p><u>平成 20 年 6 月に公布された保険法においては、保険契約に関する法制について、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。</u></p>	<p>Ⅲ-2 ～ Ⅲ-5 （略）</p> <p>Ⅳ. 保険商品審査上の留意点等</p> <p>(削除)</p> <p>少額短期保険業者になろうとする者及び少額短期保険業者（以下、Ⅳにおいて「少額短期保険業者」という。）から法の規定に基づき、保険商品の創設又は既存商品の改定に係る届出（以下、Ⅳにおいて「保険商品の届出」という。）が行われた場合の審査にあたっては、保険契約者等の保護を踏まえ、各少額短期保険業者の特性や事情等を勘案し、画一的な審査を行うことがないように配慮するとともに、各少額短期保険業者の創意工夫を活かし、保険契約者等のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、法第 272 条の 4 第 1 項第 5 号及び第 6 号に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。</p> <p>また、既に締結された保険契約（売り止めした商品を含む。以下、「既契約」という。）を継続保有したまま少額短期保険業者の登録を行う場合、特定保険業者から他の少額短期保険業者へ既契約の包括移転等を行う場合には、その既契約に係る保険商品についても、同様の取扱いを行うこととする。</p> <p><u>なお、平成 22 年 4 月より保険法が施行されており、その中で保険契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところ。保険法の規定を踏まえた保険商品審査を引き続き行っていくとともに、審査上の留意点等については、保険商品の届出に係る審査内容及び保険契約者等のニーズ等を踏まえ、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</u></p> <p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
<p><u>当該保険法は、保険給付の履行期等において保険契約者等に不利な約款内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている保険契約にも適用される規定があること等から、各少額短期保険業者においては、「Ⅱ-2-5 商品開発に係る内部管理態勢」のⅡ-2-5-2 (3) ⑦に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、全ての保険商品の約款等の規定内容等を検証したうえで保険商品の届出を保険法施行までの間に行い、必要な手続きを完了しておく必要がある。</u></p> <p><u>また、当局においても、各少額短期保険業者から保険商品の届出が行われた場合には、保険法の規定に沿った約款等の改定が行われているかどうか、及び保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等、審査基準に適合しているかどうかの確認を迅速かつ適切に行う必要がある。</u></p> <p><u>なお、保険法対応に係る具体的な留意点については、「総合指針Ⅳ-1-17 保険法対応」に準じて取扱うものとする。</u></p>	
<p>Ⅳ-1 (略)</p>	<p>Ⅳ-1 (略)</p>
<p>Ⅳ-2 普通保険約款の記載事項に係る審査事項</p>	<p>Ⅳ-2 普通保険約款の記載事項に係る審査事項</p>
<p>Ⅳ-2-3 ~ Ⅳ-2-9 (略)</p>	<p>Ⅳ-2-1 ~ Ⅳ-2-9 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>Ⅳ-2-10 保険法対応</u> <u>「総合指針Ⅳ-1-17 保険法対応」に準じて取り扱うものとする。</u></p>
<p>Ⅳ-3、Ⅳ-4 (略)</p>	<p>Ⅳ-3、Ⅳ-4 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>Ⅳ-5 商品販売予定を踏まえた効率的な保険商品審査の実施</u> <u>保険商品審査においては、少額短期保険業者からの要望がある場合には事</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
	<p>前の意見交換を行うとともに、具体的な商品販売予定の有無を確認し、商品販売予定のある届出案件を優先するなど効率的な保険商品審査に努めるものとする。</p>